

法定相続情報証明制度

相続登記の申請をはじめとする各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」は平成29年5月に創設され、「法定相続情報証明制度」を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。手続の流れは、

1. 必要書類の収集
 2. 法定相続情報一覧図の作成
 3. 申出書の記入、登記所へ申出
- の三段階です。

1. 必要書類の収集

① 被相続人の戸除籍謄本

出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用意する。相続人を特定するためには、被相続人の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生まれてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることを伝える。

② 被相続人の住民票の除票

③ 相続人の戸籍謄抄本

相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意する。

④ 申出人（相続人の代表となって、手続を進める相続人）の氏名・住所を確認することができる公的書類を用意する。

例 運転免許証の表裏のコピー マイナンバーカードの表面のコピー
住民票の写し

2. 法定相続情報一覧図の作成

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成する。

| 記載例 | | 被相続人 | 法務太郎 | 法定相続情報 |
|---|-----------|------|------|--------------|
| 最後の住所 | 県 市 丁目 番号 | | | 住所 県 市 丁目 番号 |
| 最後の本籍 | 県 市 丁目 番号 | | | 出生 昭和 年 月 日 |
| 出生 | 昭和 年 月 日 | | | (長男) |
| 死亡 | 令和 年 月 日 | | | 法務一郎 (申出人) |
| | (被相続人) | | | |
| 法務太郎 | | | | 住所 県 市 丁目 番号 |
| | | | | 出生 昭和 年 月 日 |
| | | | | (二男) |
| | | | | 法務次郎 |
| | | | | 以下余白 |
| 作成日: 令和 年 月 日 作成者: 住所 県 市 丁目 番号 法 務 一 郎 | | | | |

3. 申出書の記入、登記所へ申出

申出書に必要事項を記入し、必要書類、法定相続情報一覧図と合わせて登記所へ申出をする。

申出をする登記所

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人の名義の不動産の所在地

申出の手続の資格代理人

弁護士 司法書士 土地家屋調査士 税理士 社会保険労務士 弁理士 海事代理士 行政書士

4. 法定相続情報証明制度のメリット

法定相続情報証明制度の作成費用は無料
常識の範囲で必要な通数を作成できる。

複数の金融機関と相続手続きをする場合は、戸除籍謄本等の返却期間が長期になるが法定相続情報証明制度を利用すると、同時に相続手続きができるため相当な時間短縮になる。

有効期間は、5年間

5. 法定相続情報証明制度のデメリット

法定相続情報一覧図の作成の手間がかかる

6. 利用目的

預金の払戻 相続登記 相続税の申告 株式配当の受取

7. おわりに

相続が発生し、預金が2金融機関以上であればお近くの法務局にご相談されることをお勧めします。